

太田市告示第4号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

太田市粕川町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により告示する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和8年1月13日

太田市長 穂積昌信

記

1 地図及び簿冊の名称 群馬県太田市地籍図原図及び地籍簿案
(新田下江田町・粕川町・出塚町の各一部)

2 閲覧期間 令和8年 1月13日（火）から
令和8年 2月 2日（月）まで 20日間

3 閲覧場所 太田市新田金井町29番地
太田市役所 新田庁舎 農政部 農村整備課

4 閲覧日時

閲覧日	閲覧時間
1 令和8年 1月13日（火）から 令和8年 2月 2日（月）まで (ただし、土・日・祝日を除く。)	午前 8時30分～午前12時00分、 午後 1時00分～午後 5時15分
2 令和8年 1月25日（日）	午前10時00分～午後 2時00分

5 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

6 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。